

令和元年第3回大衡村議会定例会会議録 第4号

令和元年9月13日（金曜日） 午後1時32分開議

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	教育次長 斎藤 浩
総務課長 早坂 勝伸	企画財政課長 佐野 克彦
住民生活課長 金刺 隆司	税務課長 残間 文広
健康福祉課長 早坂紀美江	産業振興課長 渡邊 愛
都市建設課長 後藤 広之	学校教育課長 八巻利栄子
社会教育課長 大沼 善昭	村誌編纂室長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第4号）

令和元年9月13日（金曜日） 午後1時32分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

- 第 3 認定第 2 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成 30 年度大衡村水道事業会計決算認定について
- 第 10 議案第 45 号 令和元年度河原住宅 3 号棟改修工事の請負契約について
- 第 11 委員会の閉会中の継続調査の件について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）と同じ

午後 1 時 30 分 開 議

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しますので、これより令和元年第 3 回大衡村議会定例会 10 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、6 番佐々木春樹君、7 番文屋裕男君を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 平成 30 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決

算認定について

日程第4 認定第 3号 平成30年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第 4号 平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第 5号 平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第 6号 平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第 7号 平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第 8号 平成30年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りいたします。日程第2、認定第1号平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成30年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成30年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の8件は会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、認定第1号から日程第9、認定第8号までの8件は一括議題といたします。

ここで決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。決算審査特別委員長佐々木金彌君、登壇願います。

〔決算審査特別委員長 佐々木金彌君 登壇〕

決算審査特別委員長（佐々木金彌君） 決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

平成30年度大衡村一般会計を初め各種特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、去る9月6日に決算審査特別委員会が設置され、その審査が付託されました。決算審査特別委員会は、9月9日、10日、11日、12日の4日間にわたり書類審査並びに担当課ごとに決算審査が行われ、各委員並びに執行部のご協力によりまして、予定どおりですね、本日において審査が終了いたしました。

審査結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおり認定第1号平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号の平成30年度大衡村水道事業会計決算認定についてまで、8件全ての議案がですね、認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会を通じて感じたことを申し述べさせていただくとですね、各議員は住民を代表して質問を繰り返しておりましたので、これまでの経緯を真摯に受け止めてこれから事業運営に努めていただこうことを希望いたします。

以上、決算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（細川運一君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

日程第2、認定第1号平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君） 起立多数と認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3、認定第2号平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（細川運一君）　起立全員でございます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、認定第3号平成30年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案から認定第8号平成30年度大衡村水道事業会計決算認定についてまでを簡易採決により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5、認定第4号平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第6、認定第5号平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、認定第6号平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第7号平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第8号平成30年度大衡村水道事業会計決算認定についてを議題とし、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10 議案第45号 令和元年度河原住宅3号棟改修工事の請負契約について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第45号、令和元年度河原住宅3号棟改修工事の請負契約についてを議題とします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは本日付で提出させていただいております議案書並びに別冊の議案説明資料でご説明申し上げます。

はじめに議案書をお願いいたします。

議案第45号、令和元年度河原住宅3号棟改修工事の請負契約について。

令和元年8月28日、条件付一般競争入札に付した令和元年度河原住宅3号棟改修工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的、令和元年度河原住宅3号棟改修工事。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）。
- 3、契約の金額、69,740,000円。
- 4、契約の相手方 宮城県大崎市古川因幡大江向187番地の1、株式会社北陵建設、代表取締役今野清久。

こちらの工事につきましては、令和元年7月25日に公告し、8月28日に入札を執行、9月11日に工事請負契約の仮契約を締結しております。入札の参加申請は4者で、落札率につきましては78.8%となっております。

続きまして別冊の議案説明資料、議案第45号別紙で工事の概要等についてご説明を申し上げます。

まず1枚目をお願いいたします。工事の概要ですけれども、今回の工事につきましては河原住宅3号棟18戸、延べ床面積で1,440m²についての長寿命化改修工事となっております。主な工種につきましては、屋上防水改修工事、外壁改修、外断熱工事、外壁塗装工事、建具改修工事となっております。工事の施工場所につきましては大衡村大衡字河原地内。工期末ですが令和2年1月31日までとなっております。

次に別紙の2枚目をご覧いただきたいと思います。こちらは改修の平面図になります。今回の改修箇所は赤色でお示しをしておりまして、図面の上側は屋根部分の平面図になります。屋上防水改修工事といたしまして、傾斜部につきましては鋼板段葺きのアスファルトルービン施工。平面部、陸屋根部分につきましては対湿アスファルトシートでそれぞれ屋上防水対策を行うものでございます。

図面の下側は各部屋の既存の建具改修箇所をお示ししております、外断熱パネル設置部につきまして、アルミの水切りを新設するものでございます。

次に図面3枚目をご覧いただきたいと思います。こちらは改修断面詳細図になります。外壁改修といたしまして、図面の赤色斜線でお示ししている居室に面した外壁部分につきましては、外断熱パネルの設置を行います。その他の赤色実線でお示ししている外壁部につきましては、外壁の塗装を行うものでございます。

以上、工事の概要について申し上げました。説明については以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 3点ほど伺います。この工期ですね、期間、これには書いてありません

んけれども、工期がいつまでなのかというのが一つです。

2番目に工事をする時間帯ですね。住民等が住んでいる状態でそのままやると思うんで、その工事をする時間帯を伺いたい。

3番目は、大変失礼なんんですけど、私はこの北陵建設さんという会社をあまり存じません。それでですね、審査が多分入札の前に、一般競争といつてもその経歴とかですね、そういうしたものについての審査状況があると思います。そういうものでどのような会社なのかお知らせいただければと思います。

以上3点。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1件目の工期につきましては、議会の議決日後から令和2年の1月31日までとなっております。4ヶ月半ほどの工期となっております。

2番目の施工の時間帯ですが、主には平日の時間帯の施工を予定しております。8時半から5時くらいまでの施工になりますが、一部入居者の方の協力もいただく部分もありますので、その辺は入居者の方との時間調整をさせていただいて、調整になるという部分もございます。基本的に日曜日の施工は予定しない部分もありますが、入居者の方の都合によって、そういう施工というのも場合によっては発生するものとなります。

2点目まで申し上げました。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 3点目ですね、いわゆる会社の概要等々の部分についてはですね、7月25日に一般競争入札の公告を行っております。これはホームページ、あとは村の掲示板等々で行っておりまして、結果、先ほど都市建設課長が答弁したとおり、4者ほどの応募があったと。その中ですね、どういった部分でということで、いわゆる条件付でございますので、どういった内容なのかということを申し上げますと、特定建設業。あとは、一番は県内に本社または営業所を有するもの。入札参加制限でございますけれども、格付け制限がBランク。あとは建設業許可制限が特定建設業。あとは同種工事、同種工事の実績があるか否かという部分で、その実績書を添付していただいております。あとは管理技術者がいるかどうかっていうのも、その裏付け資料となる免許証の写し等も4者ほどいただいて、大丈夫だということでの判定委員会で決定しているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） いまお伺いしたんですが、この期間内で、いまお話をあった4ヶ月くら

いで無事終わる見とおしですね。冬場の工事になるのかなっていう気持ちもするんですが、そういった意味でひとつ伺いたいね。防水工事とか、そういったものについての配慮っていいですか、屋根ですのでね、そういったものが一つ。

それからもう一つ、実績、私ども知っているような工事実績で、何か一つありますかっていうことでお伺いしたかったんです。

議長（細川運一君）　　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　　この工期で大丈夫かというご質問ですが、これまで改修工事で実績ございまして、五反田住宅のほうで実績ございまして、今回の工事の内容につきましても、これまでの工事とほぼ同様な内容になっております。その辺の実績を踏まえて工期の設定を行っております。特段のトラブル等がなければ、この工期で完成が可能というふうに考えております。

議長（細川運一君）　　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　　大衡村の工事実績という部分についてはございませんが、いわゆる県工事及び大崎市の工事について、同種工事の実績があるというのを請負契約書等々で確認しているものでございます。

議長（細川運一君）　　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　　この改修工事ですけれども、村営住宅、いままでも何件か行っておりますが、それと同等のものというふうに捉えてよろしいわけですか。

議長（細川運一君）　　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　　いまお話ありましたとおり、これまで実績のあります五反田住宅3号棟から始まりまして、1・2号棟、あとは今年別途発注しております4号棟もそうなんですが、屋上防水並びに外壁改修ということで、これまでの工事とほぼ同様の内容となっております。

議長（細川運一君）　　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　　入札のこの価格を端的にですね、その五反田とかの入札率と比べてどうなっているのか、上がっているのか、同等なのか、下がっているのか、その辺はお分かりですか。

議長（細川運一君）　　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　　入札率についてはですね、五反田住宅と比べると78%、先ほど後藤都市建設課長の答弁があったとおり、五反田住宅よりは低い落札率で落札されているも

のと思われます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 確認させていただきます。4件ほど。

1点目は条件付入札ということで、先ほど一般的条件については説明いただきましたが、本工事については特殊、特異な条件としては説明ではなかったように思います、その確認。

2点目、落札率78.8%、第2順位の入札率を教えてください。

3点目、本工事は最低制限価格、村の規定、ちょっと確認しておりますが、最低基準価格の設定を要したものかどうか。

それから4点目、合わせて低入札価格の設定が必要とする工事内容であったか。

以上、4点をお聞きいたします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず1点目の条件付、特殊な条件があったかどうかっていう1点目の問い合わせでございますけれども、いわゆる総合評価、先ほど申し上げましたいわゆる条件付の部分のプラスアルファ、総合評価の部分で落札方式をやっているものでございます。総合評価の部分についてはどういったものかともうしあげますと、価格点、入札に対する価格点が80点、あとは地域貢献等々、それ以外の価格点が23点ということで、103点満点でトータルで点数が高いほうを落札者とするというような内容になっておりますので、そういう部分で特殊っていう部分については、総合評価の部分が特殊なのかなと思っているところでございます。

あとは2番目の落札率についてでございますけれども、ちょっとお待ち下さいませ。その前にですね、4者ほどございまして、4者ほどございまして、2番目の落札率についてはちょっといま計算機があれなんですけれども、2番目の落札率については87.7になっているものでございます。

あとはもう一つですね、最低制限価格については今回設けてございません。その代わりって言ってはなんですが、いわゆる低入札の評価基準、低入札価格を採用して、今回入札を行っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 総合評価式ということで理解できるんですけども、改修工事、契約額で、本日ありますとおり7千規模からすると、なんか4者、申請者が4者というのはちょっと

少なすぎたのかなというふうに思いましたので、伺った次第です。

質問は以上です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 4者っていうのがですね、少ないか多いかっていうのはあれで
けれども、去年、昨年等々の部分のいわゆる総合評価の落札方式の部分で、1者というと
きもありましたし、2者というときもございましたので、今回については4者というのは、
例年だと2者1者という部分もございましたので、4者というのは例年では一番多かった
応札業者という形で理解をしているものでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今回、河原住宅3号棟の改修工事でございますけれども、1号棟・2号棟、
それぞれ3号棟よりも早い竣工時期でございますけど、3号棟を先にした理由が、その3
号棟のほうが、状況が悪かったのかどうかっていう点と、そこら辺、大した年度的な差は
ございませんけれど、そこら辺が1点。

あと現在この入札した時点では消費税8%ですけれども、今後10月に10%になった時点
での改修工事等々が入った場合、改修のさらにそういうのが入った場合の対応はどのように
にするのかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 3号棟を一番最初にする理由ですが、いま議員からもお話があり
ましたとおり、施工年次、大きく差はないんですけども、一番新しいのが3号棟という
形でございます。3号棟を一番早く施工したというのはですね、こちらは国の補助金、社
会資本整備総合交付金のほうを財源に充てておりますが、そちらの内示率を見たときにで
すね、1号棟・2号棟を先行した場合に、村の一般財源の持ち出しが必要になるという財
源上の都合もございまして、3号棟を施工した場合に補助金額を丸々適応させて工事でき
るという理由から、年数も大きく違わないということがありましたので、一般財源の持ち
出しを抑えるために3号棟を先行させたという理由でございます。

2点目の消費税につきましては、規定ございまして、工事の完成時期が消費税適応後の
竣工になることから、10%での契約をする形でございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） いま3号棟を施工するのは、使える補助金が3号棟の規模でちょうどよか
ったという説明でございますが、そうすると1号棟・2号棟の改修工事、今後計画されて

いると思うんですが、そのときにそういう有利な補助、助成措置が無かった場合は延期されるとかそういう、結局いまはちょうどこの3号棟を改修するのに対して有利な助成があるけれども、1号棟・2号棟を改修するときは、そういう条件が揃わなかつたときはどう考えているのかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） これまで社会資本整備総合交付金のほうの事業ですね、五反田住宅3号棟をスタートして事業を進めておりましたが、これまで国との内示率の部分は要求額に達していないというのが、ほかの市町村も含めてですけれども、現状でございました。その中で国への予算要求のほうの部分、いろいろ苦慮して、苦慮してというかですね、工夫をしながら進めておりまして、来年度以降につきましても国との予算要求の部分は、必要額については要求をしてまいりたいというふうには考えております。その中で内示率につきましては、その年度、状況によってなんとも我々にはわからないところでございますが、継続的に事業はしていきますので、来年度も要求をしていきまして、内示額に満たない場合につきましては、場合によっては1号棟・2号棟という段階的な工事を進めまして、最終年度になった場合につきましては、こちらはハコモノになりますので、その辺は県当局にもお願いしまして、最終年度ということで財源の都合についてはですね、協議要請をして、必要額をですね、求めていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 他に質疑ございませんか。質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（細川運一君） 日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から所管事務の調査中の事件について、お手元に配付しました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（細川運一君） 以上で、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和元年第3回大衡村議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦労様でした。

午後 2時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員